

平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策 16 郵政行政の推進	担当部局、 課室名	【情報流通行政局】郵政行政部企画課、検査監理室、郵便課、国際企画室、貯金保険課、信書便事業課																						
基本目標	<p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施を図るとともに、信書の送達の事業への民間参入の推進により利用者の利便の向上の実現を目指す。</p> <p>また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進する。</p>																								
政策の概要	<p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督業務（命令、報告等）を行うとともに、郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を実施する。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。</p> <p>さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合（UPU）等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU 大会議（4年に1度開催）、アジア＝太平洋郵便連合（APPU）大会議（4年に1度開催）においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし、相互の理解を深める。</p> <p style="text-align: right;">[予算額：439百万円]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主な施策</th> <th style="width: 25%;">主な事業</th> <th style="width: 10%;">予算額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">担当課室</th> <th style="width: 30%;">関連する 政府方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展</td> <td>郵政行政における適切な監督</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td>企画課 検査監理室 郵便課 貯金保険課 信書便事業課</td> <td>・郵政改革の基本方針</td> </tr> <tr> <td>国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上</td> <td>国際政策の推進</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td>国際企画室 貯金保険課</td> <td>・UPU 憲章等</td> </tr> <tr> <td>信書の送達の事業への民間参入の推進による利用者の利便の向上</td> <td>郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td>郵便課 国際企画室 信書便事業課</td> <td>・「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」報告書</td> </tr> </tbody> </table>					主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等	郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展	郵政行政における適切な監督	23	企画課 検査監理室 郵便課 貯金保険課 信書便事業課	・郵政改革の基本方針	国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	国際政策の推進	51	国際企画室 貯金保険課	・UPU 憲章等	信書の送達の事業への民間参入の推進による利用者の利便の向上	郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備	31	郵便課 国際企画室 信書便事業課	・「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」報告書
主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等																					
郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展	郵政行政における適切な監督	23	企画課 検査監理室 郵便課 貯金保険課 信書便事業課	・郵政改革の基本方針																					
国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	国際政策の推進	51	国際企画室 貯金保険課	・UPU 憲章等																					
信書の送達の事業への民間参入の推進による利用者の利便の向上	郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備	31	郵便課 国際企画室 信書便事業課	・「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」報告書																					

指標等の状況	指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
	日本郵政グループ各社等の監督	郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して適切な監督を行っているか。	郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して、命令・報告徴求等、必要な措置を講じた。		
UPU 活動への人的貢献 (職員の派遣)	我が国の政策を反映させるための対 UPU 活動が円滑に進んでいるか。		1名	1名	1名
UPU 活動への財政的貢献 (分担金)			191百万円 (1,968千スイフアン)	198百万円 (2,000千スイフアン)	189百万円 (2,146千スイフアン)
信書便事業者数	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。		253	283	317
		1号役務 (90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)	206	235	263
		2号役務 (3時間以内の送達の役務)	96	103	113
		3号役務 (1,000円超の料金の役務)	124	141	164
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	【政策の実施状況】				
	<p>① 郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展については、「かんぽの宿」等の譲渡に係る問題や心身障害者用低料第三種郵便制度の不適正利用事案など、日本郵政グループのガバナンス上の問題について、個別事案ごとに監督上の命令や報告徴求等の行政措置を講じることにより、監督業務を実施してきた。</p> <p>また、今後、日本郵政グループが負う責務を適切に遂行していく体制整備の検討に資することを目的として、総務省顧問、学識経験者、弁護士及び公認会計士から構成される「日本郵政ガバナンス検証委員会」を発足させ、過去に問題となった事案の検証を通じて、日本郵政グループのガバナンス上の問題の洗い出しを行った。</p> <p>② これらのほかにも、国際郵便等に関する政策協調推進のための UPU に対する人的・財政的貢献や、信書便に関する利用者の認知度の向上を図るための周知・広報活動を推進した。</p>				
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	【政策の実施状況の分析】				
	<p>① 現在の郵政民営化以降は、日本郵政グループ等のガバナンス上の問題等が発生した場合には、個別事案ごとに命令・報告徴求等の行政措置を講じることにより、監督業務を実施してきたところである。さらに、公益性・公共性の高い日本郵政グループが適切に責務を遂行していくために必要となるガバナンス体制の在り方についての検討を行うため、平成 22 年 1 月、「日本郵政ガバナンス検証委員会」を発足させ、不動産取引、宅配便統合、クレジットカード業者・グループ広告責任代理店等の選定などの過去に問題となった事案の個別事案の検証を行い、その結果を公表するとともに、現経営陣にガバナンス体制の検討を求めたところである。</p> <p>② 国際郵便等の分野については、第 24 回 UPU 大会議において採択された連合の文書が国会における承認を経て平成 22 年 1 月より施行され、円滑な国際郵便事業の運営が確保された。また、信書便分野については、平成 22 年 3 月に特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定するなど、制度の周知・広報活動を推進した。</p>				

	<p>【総括的な評価】</p> <p>郵政改革は、平成 21 年 10 月に閣議決定された「郵政改革の基本方針」に基づき、進められているところであり、第 173 回国会では郵政株式処分凍結法が成立し、第 174 回国会では郵政改革関連法案が提出されたが、参議院において審議未了廃案となった。今後、現在の郵政民営化における問題点の解消等を目的とする郵政改革を着実に推進するために、適切に郵政行政を推進していくことが求められる。</p> <p>他方、民営化後の日本郵政グループのガバナンスを巡る諸問題が多発したが、「日本郵政ガバナンス検証委員会」の個別検証により、具体的な問題を明らかにするとともに、当該検証結果を踏まえ、今後の日本郵政グループのあるべきガバナンスについて、現経営陣による検討が開始している。</p> <p>また、国際郵便等の分野や信書便分野についても、制度整備や周知・広報活動といった必要な措置を講じた。</p> <p>このように、基本目標の達成に向け、着実に前進しているものと評価できる。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>制度の企画立案に係る各種調査研究については、行政事業レビューの結果を踏まえ、一般競争入札における仕様内容等を見直し、今後はより多くの入札者の参加を募る必要がある。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>郵政民営化の実施後、2 年が経過しているが、現行民営化制度の多くの問題が明らかになっている。今後は、当該問題を解消することにより、国民共有の財産である郵便局ネットワークを維持するとともに、郵便・貯金・保険を郵便局を通じて一体的に提供できるよう、郵政改革関連法案の成立及び関係政省令の整備等、制度整備を図ることとしている。</p> <p>また、「日本郵政ガバナンス検証委員会」の個別事案の検証により、日本郵政グループのガバナンス上の問題点も明確になっている。公共性・公益性が高い日本郵政グループが適切にその責務を遂行していくためには、適切なガバナンス体制による事業運営が必要であるが、当部としては、監督業務を適切に果たすこと等により、日本郵政グループがその責務を適切に遂行できるよう体制の整備を進めていく。</p> <p>また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応の推進を図る。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本郵政ガバナンス検証委員会」の発足 ・「特定信書便マーク」の制定

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報流通行政局郵政行政部企画課

検査監理室、郵便課、国際企画室、貯金保険課、信書便事業課

評価年月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策16 郵政行政の推進

（基本目標）

郵政民営化の確実かつ円滑な実施を図るとともに、信書の送達の事業への民間参入の推進により利用者の利便の向上の実現を目指す。

また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進する。

（政策の概要）

郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督業務（命令、報告等）を行うとともに、郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を実施する。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。

さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合（UPU）等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU 大会議（4年に1度開催）、アジア＝太平洋郵便連合（APPU）大会議（4年に1度開催）においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし、相互の理解を深める。

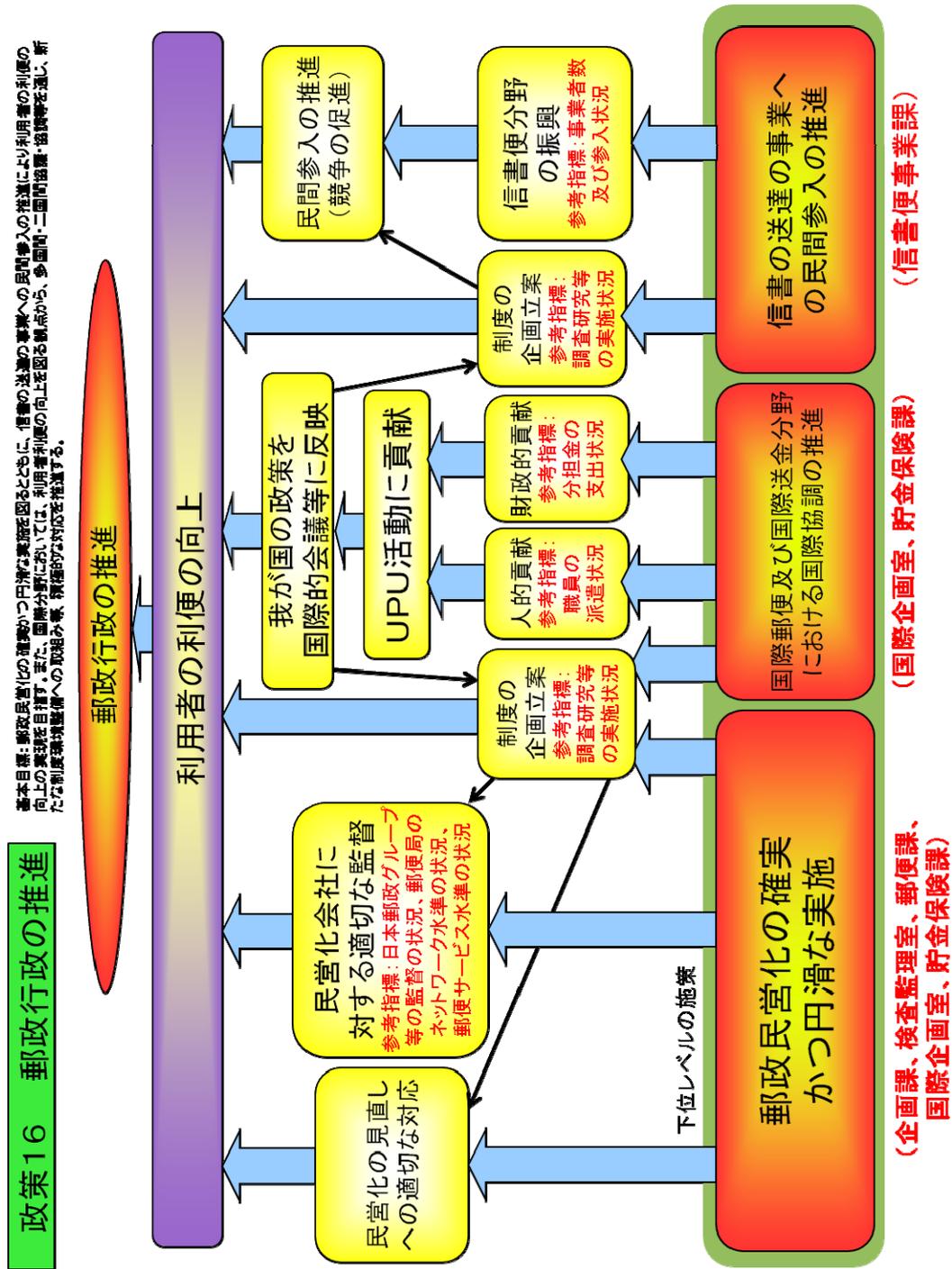
平成21年度における主な施策

主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展	<u>郵政行政における適切な監督</u> 日本郵政グループ各社等及び民間事業者による信書の送達について、業務の適正な運営を確保する観点から、必要な監督及び検査等を行う。	23	企画課 検査監理室 郵便課 貯金保険課 信書便事業課	郵政改革の基本方針（平成21年10月20日閣議決定）
国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	<u>国際政策の推進</u> 郵政行政に係る国際関係事務の円滑な推進のため、諸外国事情の情報収集・調査、関連する国際会議等への出席等を行う。	51	国際企画室 貯金保険課	UPU 憲章等
信書の送達の事業への民間参入の推進による利用者の利便の向上	<u>郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備</u> 郵便・信書便事業分野におけるユニバーサルサービスの確保、信書便事業の活性化等についての検討等を行うことにより、ユニバーサルサービスを確保しつつ健全な競争環境を整備し、同事業分野の健全な発展を図る。	31	郵便課 国際企画室 信書便事業課	「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」報告書（平成20年7月2日）

(平成 21 年度予算額)

439 百万円

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

郵政民営化により郵政事業の実施主体が日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に分割されるとと

もに、日本郵政株式会社がその保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分するものとされた結果、郵政事業の経営基盤が脆弱となり、その役務を郵便局で一体的に利用することが困難となるとともにあまねく全国において公平に利用できることについての懸念が生じている。

このため、政府は、郵政事業の経営形態の見直し、郵政事業に係る基本的な役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保するため、「郵政改革の基本方針（平成 21 年 10 月 20 日）」を閣議決定し、郵政事業の抜本的な見直しに取り組むこととなった。

（２）関係する内閣の重要方針（主なもの）

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
郵政改革の基本方針（閣議決定）	平成 21 年 10 月 20 日	郵政事業の抜本的見直し（郵政改革）については、国民生活の確保及び地域社会の活性化等のため、日本郵政グループ各社等のサービスと経営の実態を精査するほか、以下によるものとして検討を進め、その具体的な内容をまとめた「郵政改革法案」（仮称）を次期通常国会に提出し、その確実な成立を図るものとする。 （以下略）
第 173 回国会（臨時会）本会議における総理大臣所信表明	平成 21 年 10 月 26 日	生活の利便性を確保し、地域社会を活性化するため、郵便局ネットワークを地域の拠点として位置付けるなど、郵政事業の抜本的な見直しに向けて取り組んでまいります。
第 174 回国会（常会）本会議における総理大臣施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	地域の住民の生活を支える郵便局の基本的なサービスが、地域を問わず一体的に利用できるようユニバーサルサービスを法的に担保するとともに、現在の持株会社・四分社化体制の経営形態を再編するなど、郵政事業の抜本的な見直しを行ってまいります。
第 174 回国会（常会）総務委員会における総務大臣所信表明	（衆議院） 平成 22 年 2 月 18 日 （参議院） 平成 22 年 3 月 9 日	郵政事業に関する国民の権利を保障することが重要です。昨年は「郵政改革の基本方針」を閣議決定いたしました。 郵便局ネットワークが、国民生活の確保や地域社会の活性化等に貢献できるよう、亀井大臣と連携して具体的な経営形態等の検討を行い、今国会において、郵政改革のための法案の成立を目指します。

3 政策の実施状況

- 郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展

「かんぽの宿」等の譲渡に係る問題や心身障害者用低料第三種郵便制度の不適正利用事案など、日本郵政グループのガバナンス上の問題について、個別事案ごとに監督上の命令や報告徴求等の行政措置を講じることにより、監督業務を実施してきた。

また、今後、日本郵政グループが負う責務を適切に遂行していく体制整備の検討に資すことを目的として、総務省顧問、学識経験者、弁護士及び公認会計士から構成される「日本郵政ガバナンス検証委員会」を発足させ、過去に問題となった事案の検証を通じて、日本郵政グループのガバナンス上の問題の洗い出しを行った。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

参考となる指標その他参考となる情報

指標等	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
日本郵政グループ各社等の監督の状況(命令、報告徴求等)	郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して適切な監督を行っているか。	<p>郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して、以下のとおり命令・報告徴求等の必要な措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本郵政株式会社に対しては、「かんぽの宿」等のオリックス不動産株式会社への譲渡に関して、平成 21 年 4 月、不動産売却等についての改善・是正に必要な措置を講じるよう命令等を行った。また、同年 7 月、平成 21 年度事業計画の変更之际、「かんぽの宿」等に係る運用又は管理の状況について、報告を行うよう条件を付した。 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社に対しては、郵便認証司でない社員による内容証明及び特別送達の郵便物に係る不適正な認証事務について、郵便事業株式会社に平成 20 年 5 月、郵便局株式会社に同年 9 月、それぞれ報告徴求を行った。 郵便事業株式会社に対しては、平成 20 年 11 月に発覚したねんきん特別便等の郵便物残留事故について、同年 12 月に適正な業務運行体制の確立などの体制整備の早急な実施や適正な業務運行のための必要な措置を講ずるよう命令を行った。また、平成 21 年 3 月にゆうパック残留事故が再発したことから、同年 3 月、平成 20 年 12 月の命令の再徹底を含む新たな命令を行った。 さらに、新聞報道等により明らかになった心身障害者用低料第三種郵便制度の不適正利用について、平成 20 年 12 月に当該制度の適正運営のための必要な措置を講ずるよう命令を行った。また、平成 21 年 3 月に報告があった再発防止策について、追加的な対策の必要性を再検証するため、同年 6 月に新たな命令を行った。 郵便局株式会社に対しては、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険との間で締結している受託契約に基づく業務において、平成 21 年 4 月以降に発覚した高額な横領犯罪を受け、同年 8 月に過去の横領事件の内容等について報告徴求を行った。また、同社から報告された内容から、役職者に対する内部牽制体制等が不十分であることや研修・検査の形骸化等が明らかになったため、同年 12 月に再発防止の徹底を目的とする改善策の再検討及び着実な実施について命令を行った。 株式会社かんぽ生命保険及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対しては、保険金等の過不足払いについて金融庁が実施した検査結果に係る改善策の実施状況について、平成 21 年 6 月に報告徴求を行った。 また、郵政公社時代の簡易生命保険の顧客情報が流出していることが平成 21 年 10 月に判明したことから、同年 10 月、事実関係、顧客対応策、再発防止策等について報告徴求を行った。 さらに、今後の日本郵政グループの健全な業務運営、事業展開の在り方の検討に資すべく、平成 22 年 1 月、「日本郵政ガバナンス検証委員会」を発足させ、日本郵政グループのガバナンスの在り方について第三者による検討を行った。その結果、総務省に対し、事業計画への記載等を通して郵政事業をめぐるリスクを早期に把握して対応することが求められた。 		

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度																																				
郵便局のネットワーク水準の状況	利用者の利便を維持するためのネットワーク水準が維持されているか。	<p>郵便局株式会社の事業計画において、「郵便局の設置に関する計画」の届出を受けており、郵便局株式会社法施行規則第2条に定める基準により郵便局が設置されている。</p> <p><参考：郵便局数の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直営局</td> <td>20,243局</td> <td>20,246局</td> <td>20,236局</td> </tr> <tr> <td>簡易局</td> <td>4,297局</td> <td>4,293局</td> <td>4,295局</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,540局</td> <td>24,539局</td> <td>24,531局</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、簡易郵便局の一時閉鎖対策として、同社において移動郵便局や出張サービス等の取組が行われている。</p> <p><参考：一時閉鎖中の簡易郵便局数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時閉鎖</td> <td>438局</td> <td>354局</td> <td>242局</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考：一時閉鎖対策実施箇所></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動郵便局サービス（車両数）</td> <td>2箇所（1台）</td> <td>5箇所（2台）</td> <td>5箇所（2台）</td> </tr> <tr> <td>出張サービス</td> <td>68箇所</td> <td>121箇所</td> <td>90箇所</td> </tr> </tbody> </table>				19年度	20年度	21年度	直営局	20,243局	20,246局	20,236局	簡易局	4,297局	4,293局	4,295局	合計	24,540局	24,539局	24,531局		19年度	20年度	21年度	一時閉鎖	438局	354局	242局		19年度	20年度	21年度	移動郵便局サービス（車両数）	2箇所（1台）	5箇所（2台）	5箇所（2台）	出張サービス	68箇所	121箇所	90箇所
	19年度	20年度	21年度																																					
直営局	20,243局	20,246局	20,236局																																					
簡易局	4,297局	4,293局	4,295局																																					
合計	24,540局	24,539局	24,531局																																					
	19年度	20年度	21年度																																					
一時閉鎖	438局	354局	242局																																					
	19年度	20年度	21年度																																					
移動郵便局サービス（車両数）	2箇所（1台）	5箇所（2台）	5箇所（2台）																																					
出張サービス	68箇所	121箇所	90箇所																																					
郵便サービス水準の状況	利用者の利便を維持するためのサービス水準が維持されているか。	<p>郵便事業株式会社の事業計画において、「郵便のサービス水準の維持」との方針が示されており、また、同社において、郵便送達日数調査を実施することにより、郵便サービス水準の維持に努めている。</p>																																						
郵政事業に係る制度の企画立案の状況	制度の企画立案に資するための調査研究等が実施されているか。	<p>郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便等に関する調査研究等を実施。</p>																																						

- 国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上
国際郵便等に関する政策協調推進のためのUPUに対する人的財政的貢献を行った。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

参考となる指標その他参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
UPU 活動への人的貢献（職員の派遣）	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑化しているか。	1名	1名	1名
UPU 活動への財政的貢献（分担金）	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑に進んでいるか。	191百万円 (2,031千スイスフラン)	198百万円 (2,000千スイスフラン)	189百万円 (2,146千スイスフラン)

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
UPU 等に係る制度の企画・立案の状況	円滑な国際郵便事業の運営が確保されているか。	<p>UPU の各種会合に積極的に参画し、条約類の改正等に係る審議において我が国の政策・考え方が反映されるよう努めた。</p> <p>特に平成 20 年 7 月～8 月に開催された第 24 回 UPU 大会議においては、UPU 加盟国全体として環境問題への取組みを促す勧告案等 3 件の本邦提案がすべて採択されたほか、郵便業務理事会理事国選挙では第 1 位（40 カ国中）で当選した。</p> <p>第 24 回 UPU 大会議において採択された国際郵便のルール等を定めた連合の文書（万国郵便連合憲章第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定）については、平成 21 年 11 月、第 173 回国会において承認され、平成 22 年 1 月に施行された。</p>		

○ 信書の送達の事業への民間参入の推進による利用者の利便の向上

信書便に関する利用者の認知度の向上を図るための周知・広報活動を推進した。

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度	
信書便事業者数	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。	253 者	283 者	317 者	
＜参考：役務別 信書便事業者数＞					
		役務	19 年度	20 年度	21 年度
		1 号役務（90 cm 超又は 4 kg 超の信書便物の送達の役務）	206 者	235 者	263 者
		2 号役務（3 時間以内の送達の役務）	96 者	103 者	113 者
		3 号役務（1,000 円超の料金の役務）	124 者	141 者	164 者
信書便事業者の参入状況	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。	42 者	36 者	37 者	
＜参考：役務別 信書便事業者数＞					
		役務	19 年度	20 年度	20 年度
		1 号役務（90 cm 超又は 4 kg 超の信書便物の送達の役務）	31 者	32 者	30 者
		2 号役務（3 時間以内の送達の役務）	19 者	9 者	9 者
		3 号役務（1,000 円超の料金の役務）	22 者	19 者	25 者
信書の送達の事業における一層の競争の促進のための制度の企画立案の状況	ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度が適切に検討されているか。	<p>平成 19 年 2 月から始まった「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、同年 6 月に郵便・信書便制度の見直しに関する論点整理を行った後、11 月に中間報告を、また、平成 20 年 7 月にユニバーサルサービスを確保しつつ郵便・信書便分野の競争を促進させ利用者利便の向上に資するためのあるべき制度の方向性を提示した最終報告をとりまとめた。</p>			

※ 信書便事業者数及び信書便事業者の参入状況について、一の事業者が提供するサービスが複数の役務区分にまたがることもあるため、役務区分別事業者数の合計は事業者総数と必ずしも一致しない。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

現在の郵政民営化以降は、日本郵政グループ等のガバナンス上の問題等が発生した場合には、個別事案ごとに命令・報告徴求等の行政措置を講じることにより、監督業務を実施してきたところである。さらに、公益性・公共性の高い日本郵政グループが適切に責務を遂行していくために必要となるガバナンス体制の在り方についての検討を行うため、平成 22 年 1 月、「日本郵政ガバナンス検証委員会」を発足させ、不動産取引、宅配便統合、クレジットカード業者・グループ広告責任代理店等の選定などの過去に問題となった事案の個別事案の検証を行い、その結果を公表するとともに、現経営陣にガバナンス体制の検討を求めたところである。

国際郵便等の分野については、第 24 回 UPU 大会議において採択された連合の文書が国会における承認を経て平成 22 年 1 月より施行され、円滑な国際郵便事業の運営が確保された。また、信書便分野については、平成 22 年 3 月に特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定するなど、制度の周知・広報活動を推進した。

(2) 総括的な評価

郵政改革は、平成 21 年 10 月に閣議決定された「郵政改革の基本方針」に基づき進められているところであり、第 173 回国会では郵政株式会社処凍結法が成立し、第 174 回国会では郵政改革関連法案が提出されたが、参議院において審議未了廃案となった。今後、現在の郵政民営化における問題点の解消等を目的とする郵政改革を着実に推進するために、適切に郵政行政を推進していくことが求められる。

他方、民営化後の日本郵政グループのガバナンスを巡る諸問題が多発したが、「日本郵政ガバナンス検証委員会」の個別検証により、具体的な問題を明らかにするとともに、当該検証結果を踏まえ、今後の日本郵政グループのあるべきガバナンスについて、現経営陣による検討が開始している。

また、国際郵便等の分野や信書便分野についても、制度整備や周知・広報活動といった必要な措置を講じた。

このように、基本目標の達成に向け、着実に前進しているものと評価できる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

	方向性の内容等	
郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展	日本郵政グループ等の監督に当たっては、郵政事業の確実かつ適正な実施によって郵政事業に係る国民の権利が保障されるよう、命令・報告徴求等の監督上の措置を講じる。	
	予算要求	◎
	制度	◎
	実施体制	○
国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	国際郵便等の分野については、職員派遣や分担金拠出のほか、UPU における環境対策の強化や条約の法的安定性の確保等、UPU の諸活動に対し人的・財政的に貢献する。	
	予算要求	○
	制度	○
	実施体制	○

		方向性の内容等	
信書の送達の事業への民間参入の推進による利用者の利便の向上	制度の一層の周知や信書便事業の更なる活性化を図るとともに、必要な制度改善等に向けた検討を行う。		
	予算要求	○	信書便制度の企画・立案に資する予算要求を適時適切に検討する。
	制度	○	必要に応じて適時適切に必要な見直しを行う。
	実施体制	○	

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

郵政民営化の実施後、2年が経過しているが、現行民営化制度の多くの問題が明らかになっている。今後は、当該問題を解消することにより、国民共有の財産である郵便局ネットワークを維持するとともに、郵便・貯金・保険を郵便局を通じて一体的に提供できるよう、郵政改革関連法案の成立及び関係政省令の整備等制度整備を図ることとしている。

また、「日本郵政ガバナンス検証委員会」の個別事案の検証により、日本郵政グループのガバナンス上の問題点も明確になっている。公共性・公益性が高い日本郵政グループが適切にその責務を遂行していくためには、適切なガバナンス体制による事業運営が必要であるが、当部としては、監督業務を適切に果たすこと等により、日本郵政グループがその責務を適切に遂行できるよう体制の整備を進めていく。

また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応の推進を図る。

なお、制度の企画立案に係る各種調査研究については、平成22年度総務省行政事業レビューの結果を踏まえ、一般競争入札における仕様内容等を見直し、今後はより多くの入札者の参加を募る必要がある。

6 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 情報通信行政・郵政行政審議会

平成20年9月29日に第一回を開催して以来、郵政行政分科会において郵便約款の変更の認可や、特定信書便事業の許可等について諮問。

(2) 政策評価の有識者からの意見

平成22年6月17日、三菱UFJリサーチ&コンサルティング高崎氏から、本政策については「現在、郵政改革の実行中であり、現時点において評価を行うことは難しい。将来、郵政改革の結果を踏まえた上で、評価をすべき。」とのコメントをいただいた。

7 評価を行う過程において使用した資料

(1) 郵政民営化の確実かつ円滑な実施

- 日本郵政ガバナンス検証委員会の発足
http://www.soumu.go.jp/main_content/000050035.pdf
- 日本郵政ガバナンス検証委員会／日本郵政ガバナンス問題調査専門委員会
<http://www.soumu.go.jp/yusei/governance/index.html>
- 日本郵政株式会社の平成21年事業年度事業計画の変更の認可
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu14_000018.html

(2) 国際郵便及び郵便送金分野における国際協調の推進

- 万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定（平成21年11月30日承認、平成22年1月1日施行）

(3) 信書の送達の事業への民間参入の推進

- 信書便事業者一覧

http://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html

- 「特定信書便マーク」の制定

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu17_000011.html